別記様式第２号（省令第21条第１項関係）

年　　月　　日

事 業 報 告 書

（ 年 月 日から 年 月 日まで）

　開設者 殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　卸 売 市 場 の 名 称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　卸 売 業 者 の 名 称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者の役職及び氏名

　卸売市場法第13条第５項第５号の表の５の項（２）の規定により、事業報告書について、次のとおり提出します。

（記載上の注意）

１．用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

２．個人である場合にあっては、下記に準じて作成すること。

３．本様式に記載の事項の他に、報告が必要と考えられる事項があれば新たに欄を設けて記載すること。

第１　業務の状況

１　組織に関する事項

(1)事業運営組織

（記載上の注意）

組織図（取締役、監査役等の別を付記すること。）で示し、これに各部門を担当する役職員の氏名、（部長以上）担当業務の概要、従業員数等を付記すること。

 (2) 役員の略歴

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 役名及び職名 | 氏　　　名（生年月日及び住所） | 略　　　歴 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

(3) 役員及び従業員の状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　　　分 | 人　　　数 | 平 均 年 齢 | 平均勤続年数 |
|  | うち女性 |
| 役　　員 | 常　 　　　勤 | 人 | 人 | 歳 | 年 |
| 非　 常 　勤 |  |  |  |  |
| 小　　計 |  |  |  |  |
| 従　業　員 | 営 業 関 係 |  |  |  |  |
| 事 務 関 係 |  |  |  |  |
| 小　　計 |  |  |  |  |
| 合　　　　　計 |  |  |  |  |

（記載上の注意）

１．従業員との兼務役員は、役員の項に記載すること。

(4)　株主構成

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 役　員 | 従業員 | 出荷者 | 仲 卸業 者 | 売　買参加者 | 開設者 | その他 | 合　計 |
| 総株主等の議決権の数 (A) |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 保有する議決権の数 (B) |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 割合（B／A） | ％ | ％ | ％ | ％ | ％ | ％ | ％ | ％100.00 |

大口株主の名簿（上位10位まで）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏名又は名称 | 住所 | 保有する議決権の数 | 保有する議決権の割合 |
|  |  |  | ％ |
| 合　　　計 |  |  |  |

（記載上の注意）

１．「総株主等」とは、総株主、総社員又は総出資者をいう。以下同じ。

２．「議決権」とは、株式会社にあっては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第３項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。

３．買受人は、開設者による承認、登録等を行っている者をいう。以下同じ。

２ 卸売業務の状況

（記載上の注意）

1. 認定を受けた他の卸売市場において卸売業務を行っている者にあっては、(1)から(6)までの表を①本卸売市場分及び②当該他の卸売市場を含めた全ての認定を受けた卸売市場分の合計についてそれぞれ作成すること。
2. 取扱金額の欄は、消費税額及び地方消費税額に相当する額を含む金額を記載すること。

(1)　卸売業務に係る取扱品目についての取扱高及び売上損益

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種　　類 | 受 託 販 売 | 買 付 販 売 | 卸 売 業 務 合 計 |
| 数 量 | 金 額 | 委　託手数料 | 数 量 | 金 額 | 買付販売利益(損失)金　額 | 数 量 | 金 額 | 販売利益(損失)金　額 |
|  | トン | 千円 | 千円 | トン | 千円 | 千円 | トン | 千円 | 千円 |
| 当期合計 (A) |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 前年同期 (B) |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 前年同期対比（A／B） | ％ | ％ | ％ | ％ | ％ | ％ | ％ | ％ | ％ |

（記載上の注意）

１．種類の欄には、取扱品目の区分に応じ、

①　野菜及び果実（以下「青果」という。）に属するものにあっては、野菜（輸入に係るものを除く。）、輸入野菜、果実（輸入に係るものを除く。）及び輸入果実

②　生鮮水産物に属するものにあっては、生鮮水産物（冷凍水産物を除く。）及び冷凍水産物

③　肉類に属するものにあっては、牛枝肉（輸入に係るものを除く。）、牛部分肉（輸入に係るものを除く。）、輸入牛肉、豚枝肉（輸入に係るものを除く。）、豚部分肉（輸入に係るものを除く。）、輸入豚肉及びその他（肉類加工品を除く。）

④　花きに属するものにあっては、切花、鉢物、枝物、植木及びその他

⑤　その他の生鮮食料品等に属するものにあっては、農産加工品（つけ物及び青果加工品を除く。）、つけ物、青果加工品（つけ物を除く。）、水産加工品（塩干加工品を除く。）、塩干加工品、肉類加工品及びその他

に、それぞれ区分して記載すること。

２．花きの数量の単位は、切花にあってはケース（100本を1ケースに換算する。）、鉢物にあっては鉢（1個1鉢とする。）、枝物にあっては束（100本を1束に換算する。）、植木にあっては本（1個1本とする。）とする。

(2)　集荷先別取扱高の状況

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分種類 | 生産者個　人 | 生産者任　意組　合 | 出　荷団　体 | 産　地出　荷業　者 | 商　社 | 他市場卸　売業　者 | 他市場仲　卸業　者 | その他 | 合　計 | 備　考 |
|  | 千円(　　　) | 千円( ) | 千円(　　　) | 千円(　　　) | 千円(　　　) | 千円(　　　) | 千円(　　　) | 千円(　　　) | 千円(　　　) |  |
| 合 計 | (　　　) | (　　　) | (　　　) | (　　　) | (　　　) | (　　　) | (　　　) | (　　　) | (　　　) |  |

（記載上の注意）

１．種類の欄には、取扱品目の区分に応じ、

①　青果に属するものにあっては、野菜及び果実

②　生鮮水産物に属するものにあっては、生鮮水産物（冷凍水産物を除く。）及び冷凍水産物

③　肉類に属するものにあっては、牛肉、豚肉及びその他

④　花きに属するものにあっては、切花、鉢物及びその他

⑤　その他の生鮮食料品等に属するものにあっては、農産加工品（青果加工品を除く。）、青果加工品、水産加工品（塩干加工品を除く。）、塩干加工品、肉類加工品及びその他

に、ぞれぞれ区分して記載すること。

２．出荷団体の欄には、単協、県連及び全国連からの集荷に係るものを記載すること。

３．青果又は青果加工品に属するものにあっては、輸入青果物取扱業者からの集荷に係るものは商社の欄に記載すること。

４．生鮮水産物、水産加工品（塩干加工品を除く。）又は塩干加工品に属するものにあっては、産地市場からの集荷に係るものは出荷団体の欄に、産地仲買人及び産地加工業者からの集荷に係るものは産地出荷業者の欄に、水産会社からの集荷に係るものは商社の欄と他市場卸売業者の欄の間に水産会社の欄を設け当該水産会社の欄に、消費地市場からの集荷に係るものは他市場卸売業者の欄又は他市場仲卸業者の欄に、消費地の問屋、加工業者等からの集荷に係るものはその他の欄に、それぞれ記載すること。

５．肉類又は肉類加工品に属するものにあっては、産地食肉センターからの集荷に係るものは出荷団体の欄に、家畜商からの集荷に係るものは産地出荷業者の欄に、食肉加工会社からの集荷に係るものは商社の欄に、それぞれ記載すること。

６．買付集荷に係るものにあっては、（　）に内数で記載すること。

(3)　販売先別取扱高及び販売代金の平均回収日数の状況

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分種類 | 仲卸業者 | 売買参加者 | 自社等 | 第三者 | 合　計 |
| 数量 | 金額 | 数量 | 金額 | 数量 | 金額 | 数量 | 金額 | うち他市場への転送 |
| 数量 | 金額 | 数量 | 金額 |
|  | トン | 千円 | トン | 千円 | トン | 千円 | トン | 千円 | トン | 千円 | トン | 千円 |
| 平均回収日数 | 日 | 日 | 日 | 日 | 日 | 日 |

（記載上の注意）

１．種類の欄は、２の(2)の記載上の注意の１の区分に準じて記載すること。

２．花きの数量の単位は、２の(1)の記載上の注意の２に準じて記載すること。

３．自社等の欄には、卸売業者自身が卸売の相手方として買い受けたもの及び卸売を行っている市場における他の卸売業者へ販売したものを記載すること。

４．第三者の欄には、仲卸業者、売買参加者及び自社等以外の者へ販売したものを記載すること。他市場への転送欄には、他市場の卸売業者又は仲卸業者へ販売したものを内数で記載すること。

５．平均回収日数は、次の算式により算出するものとする。

１

平均回収日数＝Ｌ×－

Ａ

Ｌは、当該事業年度の日数

Ａは、当該事業年度の卸売業務に係る売上高を卸売業務に係る売掛金及び受取手形の平均月末残高（当該事業年度の期首繰越高及び期中の各月末残高の合計額を当該事業年度の月数に１を加算して得たもので除して得た金額をいう。以下同じ。）で除して得た数値

(4)　販売方法別取引の状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分種類 | せり・入札 | 相対取引 | 合　　　計 |
|  | うち商物分離取引 |  | うち商物分離取引 |  | うち商物分離取引 |
| 数量 | 金額 | 数量 | 金額 | 数量 | 金額 | 数量 | 金額 | 数量 | 金額 | 数量 | 金額 |
|  | トン | 千円 | トン | 千円 | トン | 千円 | トン | 千円 | トン | 千円 | トン | 千円 |
| 合 計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（記載上の注意）

１．種類の欄は、２の(2)の記載上の注意の１の区分に準じて記載すること。

２．花きの数量の単位は、２の(1)の記載上の注意の２に準じて記載すること。

３．せり・入札及び相対取引以外の売買取引の方法により販売を行ったものは、相対取引の欄と合計の欄の間に当該取引方法の欄を設けて記載すること。

(5)　受託販売に係る委託者への代金決済の状況

|  |  |
| --- | --- |
| 支払日までの日数 | 備 考 |
| 最 高 日 数 | 平 均 日 数 |  |
| 日 | 日 |

（記載上の注意）

１．平均日数は、次の算式により算出するものとする。

１

平均日数＝Ｌ×－

Ａ

Ｌは、当該事業年度の日数

Ａは、当該事業年度の卸売業務に係る受託販売高（委託手数料を除く。）を、卸売業務に係る受託販売未払金及び支払手形（受託販売の支払いに関するものに限る。）の平均月末残高で除して得た数値

２．備考の欄には、代金決済の概況、代金決済の遅延の事由その他の特記すべき事項を記載する。

(6)　奨励金等の交付状況

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 奨励金等の種類 | 対 象品 目 | 交付基準（交付率等） | 交付金額 | 交付金額に対応する卸売金額 | 交付先の数 | 備　考 |
|  |  |  | 千円 | 千円 |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 小　　　計 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 小　　　計 |  |  |  |  |
| 合　　　　　計 |  |  |  |  |

（記載上の注意）

１．対象品目の欄は、出荷者を対象とする奨励金等がある場合に記載することとし、２の(2)の記載上の注意の１の区分に準じて記載すること。

２．交付基準の欄には、一定の交付基準を定めて交付した奨励金等をその交付基準ごとに区分して記載すること。

３．交付金額、交付金額に対応する卸売金額及び交付先の数の欄には、交付基準の欄において区分して記載した交付基準ごとに金額及び交付先の数を記載すること。

４．備考の欄には、主な交付先その他の特記すべき事項を記載すること。

第２　経理の状況

（記載上の注意）

１．卸売業者は、その貸借対照表及び損益計算書を記載又は添付すること。

１　　貸　　借　　対　　照　　表

年　　月　　日現在

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 科　　　　　　　　目 | 金　　額 | 科　　　　　　　目 | 金　　額 |
| （　　資　産　の　部　　）Ⅰ　流動資産（１）現金（２）預金（３）売掛金（４）受取手形（５）有価証券（６）親会社株式（７）商品（８）貯蔵品（９）前渡金（10）荷主前渡金（11）前払費用（12）未収収益（13）立替金（14）短期貸付金（15）未収金（16）仮払金（17）繰延税金資産（　）・・・・・（　）貸倒引当金Ⅱ　固定資産１　有形固定資産（１）建物（２）構築物（３）機械及び装置（４）船舶及び車両その他の陸上運搬具（５）工具、器具及び備品（６）土地（７）建設仮勘定（　）・・・・・２　無形固定資産（１）のれん（２）借地権（３）電話加入権（４）施設負担金（　）・・・・・３　投資その他の資産（１）投資有価証券（２）子会社株式（３）出資金（４）子会社出資金（５）長期貸付金（６）開設者預託保証金（７）定期預金（８）長期前払費用（９）事業者保険料（10）繰延税金資産（　）・・・・・（　）貸倒引当金Ⅲ　繰延資産（１）創立費（２）開業費（３）試験研究費（４）開発費（５）新株発行費（　）・・・・・ | 千円　××× | （　　負　債　の　部　　）Ⅳ　流動負債（１）受託販売未払金（２）支払手形（受託）（３）荷主預り金（　　小　　計　　）（４）買掛金（買付け）（５）支払手形（買付け）（６）預り金（買付け）（　　小　　計　　）（７）買掛金（その他）（８）支払手形（その他）（９）短期借入金（10）未払金（11）未払法人税等（12）未払消費税等（13）未払費用（14）前受金（15）預り金（その他）（16）前受収益（17）仮受金（18）繰延税金負債（19）賞与引当金（　）・・・・・Ⅴ　固定負債（１）長期借入金（２）預り保証金（３）繰延税金負債（４）退職給与引当金（　）・・・・・負　　　債　　　合　　　計（　純　資　産　の　部　）Ⅵ　株主資本１　資本金２　新株式申込証拠金３　資本剰余金（１）資本準備金（２）その他資本剰余金４　利益剰余金（１）利益準備金（２）その他利益剰余金①　○○積立金②　・・・・③　繰越利益剰余金（繰越損失金）５　自己株式６　自己株式申込証拠金Ⅶ　評価・換算差額等１　その他有価証券評価差額金２　繰越ヘッジ損益３　土地再評価差額金４　・・・・・Ⅷ　新株予約権純　　資　　産　　合　　計 | 千円　××× |
| 資産合計 | ××× | 負債及び純資産合計 | ××× |

注　記

|  |
| --- |
| １　採用する企業会計慣行２　親会社及び支配関係を持っている法人に対する債権及び債務（科　目）　　　　　　　（金　額）千円３　重要な流動資産、取引所の相場のある株式及び社債について、その時価が取得価額又は制作価額よりも著しく低い場合においてその取得価額又は制作価額を付したとき、及び流動資産について会社計算規則第５条第６項の規定により価格を付した場合には、その旨４　取締役及び監査役等役員に対する金銭債権及び金銭債務役員に対する債権額　　　　　　　　　　　　　　千円役員に対する債務額　　　　　　　　　　　　　　千円５　保証債務額総　　　額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　千円６　受取手形割引高　　　　　　　　　　　　　　　　　千円受取手形譲渡高　　　　　　　　　　　　　　　　　千円７　担保に供した固定資産の種類及び帳簿価額（資産の種類）　　　　　（金　額）千円８　会計方針を変更した場合は、その旨及び変更に伴う当期利益増減額千円９　財務状況に関する事項　（１）純資産額（貸借対照表の純資産合計の額）　　　　　　　　　　　　　　　千円（Ａ）　　　　○年度１日当たり卸売金額（卸売業務取扱額／卸売業務営業日数）　　　　千円（Ｂ）　　　　（Ａ）／（Ｂ）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○日分相当（２）流動比率（流動資産／流動負債）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○．○（３）自己資本比率（純資産合計／負債及び純資産合計）　　　　　　　　　　　○．○ |

（記載上の注意）

１．株式会社以外の卸売業者にあっては、上記様式に準じて作成すること。

２．附帯業務及び兼業業務を含めた全ての業務に係る金額を記載すること。

３．他部門勘定は、他部門に対し債権的関係にある場合には借方（資産の部）の末尾に、債務的関係にある場合には貸方（負債の部）の末尾に記載すること。

４．貸借対照表の注記５の保証債務額には、普通保証、連帯保証、連帯債務の負担、債務者のためにする担保の提供等についてその合計額を記載すること。

５．貸借対照表の注記６の受取手形割引高及び受取手形譲渡高には、裏書譲渡した手形のうち期日未到来のため手形債務者（振出人又は引受人）が債務を弁済していない手形の合計額を記載すること。

６．貸借対照表の注記９の純資産額を１日当たり卸売金額で除した値、流動比率及び自己資本比率は、小数点以下第２位を四捨五入し、小数点以下第１位の桁まで記載すること。

７．消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の額と当該消費税等に係る取引の対価の額を区分して経理する方式（税抜方式）と消費税等の額と当該消費税等に係る取引の対価の額を区分しないで経理する方式（税込方式）のいずれかの方式を選択できるものとし、選択した会計処理方式を明記すること。

２　　損　　益　　計　　算　　書

|  |  |
| --- | --- |
| 科　　　　　　　　　　　　　目 | 金　　　　　　　　　　　　　　　　　　額 |
| Ⅰ　営業損益１　卸売業務(1)　受託手数料（　受託品取扱額　）(2)　買付販売損益1)　純売上高商品総売上高売上値引及び戻り高2)　売上原価期首商品たな卸高商品純仕入高総仕入高仕入値引及び戻し高合計期末商品たな卸高買付販売利益（損失）金額販売利益（損失）金額２　兼業業務(1)　売上高・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(2)　売上原価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・兼業業務利益（損失）金額売上総利益（損失）金額３　販売費及び一般管理費(1)　○○使用料(2)　○○奨励金(3)　役員報酬(4)　従業員給料手当(5)　福利厚生費(6)　退職給与金(7)　退職給付引当金繰入(8)　旅費交通費(9)　通信費(10)　運搬費(11)　受託品事故損(12)　会議費(13)　交際費(14)　寄付金(15)　宣伝広告費(16)　貸倒損失(17)　貸倒引当金繰入(18)　消耗品費(19)　図書費(20)　減価償却費(21)　修繕費(22)　保険料(23)　水道光熱費(24)　賃借料(25)　公共負担金(26)　公租公課(27)　支払賦課金(28)　雑費( )　・・・・・・・・・・・・・( )　・・・・・・・・・・・・・営業利益（損失）金額Ⅱ　営業外損益１　営業外収益(1)　受取利息及び配当金(2)　仕入割引(3)　有価証券売却益(4)　雑収入( )　・・・・・・・・・・・・・２　営業外費用(1)　支払利息(2)　有価証券売却損(3)　繰延資産償却(4)　雑損失( )　・・・・・・・・・・・・・経常利益（損失）金額Ⅲ　特別利益１　固定資産売却益( )　・・・・・・・・・・・・・( )　・・・・・・・・・・・・・２　前期損益修正益３　その他の特別利益( )　・・・・・・・・・・・・・( )　・・・・・・・・・・・・・Ⅳ　特別損失１　固定資産売却損( )　・・・・・・・・・・・・・( )　・・・・・・・・・・・・・２　減損損失( )　・・・・・・・・・・・・・( )　・・・・・・・・・・・・・３　災害による損失( )　・・・・・・・・・・・・・( )　・・・・・・・・・・・・・４　前期損益修正損５　その他の特別損失( )　・・・・・・・・・・・・・( )　・・・・・・・・・・・・・税引前当期純利益（損失）金額法人税等・・・・・・・・・・・・・・・・法人税等調整額当期純利益（損失）金額 | 千円×　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　× | 千円（×　×　×）×　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　× | 千円×　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　××　×　× |

注　記

|  |
| --- |
| 親会社及び支配関係を持っている法人との営業取引による取引高千円 |

（記載上の注意）

１．株式会社以外の卸売業者にあっては、上記様式に準じて作成すること。

２．附帯業務及び兼業業務を含めた全ての業務に係る金額を記載すること。

３．受託物品の受領後卸売業者の責に帰すべき事由により生じた損失は、受託品事故損勘定で処理し、買付品の売上値引は商品売上高から控除する形式で処理すること。

４．損益計算書の総売上高及び総仕入高の記載に当たっては、内部売上高又は内部仕入高を控除すること。なお、期末たな卸高の記載に当たっては、内部取引によって生じた利益を控除すること。

５．法人税等勘定には、当該事業年度の所得に対する法人税又は所得税、都道府県民税及び市区町村民税の申告額又は申告予定額を当該事業年度の費用として経理し、損益計算書に計上すること。

６．消費税等の額と当該消費税等に係る取引の対価の額を区分して経理する方式（税抜方式）と消費税等の額と当該消費税等に係る取引の対価の額を区分しないで経理する方式（税込方式）のいずれかの方式を選択できるものとし、選択した会計処理方式を明記すること。